

第15回東京都廃棄物審議会

速 記 録

日 時：平成27年11月27日（金）10:00～11:22

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室21

○田中会長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので「東京都廃棄物審議会」を開会いたします。

ことしの6月に都知事から諮問をいただきました東京都廃棄物処理計画の改定について、これまで自然循環部会と廃棄物部会とで審議してきました。本日は部会でまとめていただきました「中間のまとめ(案)」について報告をいただき、委員の皆様の審議を得た上で、本審議会として中間のまとめとして取りまとめたいと考えております。

審議に先立ちまして、事務局からお願いします。

○小林計画課長 おはようございます。計画課長の小林でございます。本日はよろしくお願いしたいと思います。

それでは、私のほうから御報告いたします。本日の委員の方々の出席状況でございますが、小林委員、高橋委員、山崎委員、米谷委員は御都合で御欠席ということで賜っております。

ただいま14名の委員の方がおそろいでございますが、本日出席予定である石塚委員は10分ほどおくれるということで、蟹江委員は欠席の御連絡がございませんので、議事を進行させていただきたいと思っております。

お二人がそろったところで、ただいまといいますか、お見えになったところで出席委員の数が16名ということで、審議会委員総数20名の過半数に達しているということで、定足数を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、資料の確認をしていただきたいと思います。机上に2束資料の配付をさせていただきます。

まず、資料のほうでございますが、次第でございます。裏面に本日の座席表がございます。

資料1として委員名簿でございます。

めくっていただきますと、A4横使いの資料2でございます。

さらにホチキスでとじた資料3です。今回の(中間のまとめ)案が1束ついてございます。

最後に資料4の「今後の廃棄物審議会開催スケジュール(案)」でございます。

さらに委員のみ配付ということで、3点ほど資料がございます。環境省資料が2つと、中間のまとめの概要をまとめましたので、おつけしてございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○田中会長 それでは、これより本日の議事に入りたいと思います。

きょうの議題は「廃棄物処理計画の改定について(中間のまとめ)案」だけでございます。

初めに、各部会でのこれまでの審議経過について報告いただきたいと思います。

まず、資源循環部会の審議の経過について安井部会長から報告をいただき、その後、私が部会長を務めました廃棄物部会と、両部会の合同部会の審議の経過について報告したいと思います。

それでは、安井委員、よろしくお願いします。

○安井委員 実を申しますと声が出ませんので、短くさせていただきます。

我々のところの循環部会でございますけれども、それぞれの問題点につきまして議論をいたしました。例えば、実を言いますと本日の絵を見ていただいたほうがよろしいのでございますけれども、資源利用の現状であるとか、あるいは資源効率であるとか、そういったものを、特に資源のロス、それから食品のロス、その循環的利用等について4回ほど議論させていただきまして、かなりいろいろなものを盛り込んだという形で、きょう御報告させていただくことになると思います。

後でもし、御質問がございましたら少し声を出すようにいたしますが、きょうは御勘弁をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、引き続いて私のほうから報告させていただきたいと思います。

廃棄物部会では主に廃棄物処理プロセスからの環境負荷低減に資する取り組みや、健全な静脈産業の発展について議論していただきました。

第1回の部会では「建設廃棄物処理の現状と課題」について。第2回部会は「事業系廃棄物をめぐる課題」及び「災害廃棄物対策」について議論を行いました。

それ以降は廃棄物部会・資源循環部会合同で開催しております。10月21日の第3回部会では、両部会共通課題である「廃棄物の循環利用」について議論した後、それまでの議論を整理して、部会としての「中間のまとめ骨子案」について、主に現状と課題、基本的な考え方について議論をいただきました。

さらに11月4日の第4回の部会では、計画目標と施策を中心に議論をいただき、部会長預かりとして私のほうで事務局と相談して、本日の資料となっております「中間のまとめ（案）」を取りまとめたところです。

「中間のまとめ（案）」では、これまで取り組んできた3R・適正処理の促進に加えて「持続可能な資源利用」を促進するための5つの計画目標と、3つの指標を定めるとともに、主要施策については「資源ロスの削減」、2つ目が「エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進」。さらに「廃棄物の循環利用の更なる促進」「廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上」「健全で信頼される静脈ビジネスの発展」。そして最後に6番目ですけれども「災害廃棄物対策」。この6つの柱立てとしております。

「中間のまとめ（案）」の具体的な内容につきましては、事務局から説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○古澤資源循環推進専門課長 事務局を務めております資源循環推進部の古澤でございます。

私のほうから、お手元にお配りをしてございます資料2及び資料3に基づきまして御説明を申し上げます。

資料2のほうは、この「中間のまとめ（案）」全体の構成といいますか、目次のような体裁になってございますので、随時御参照いただくことといたしまして、資料3で順次、合同部会として取りまとめをいただきました東京都廃棄物処理計画の改定について「中間のまとめ（案）」ということになってございますので、御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。右下に大きい数字でページ番号が入っておりますので、大

きい数字のほうで御説明をしてみたいです。

1枚めくっていただきますと、右下に5とございますところで、最初に「諮問の趣旨」について御説明をさせていただきます。

6月に都知事から廃棄物処理計画の改定について諮問を申し上げました。

諮問の趣旨でございますが、こちらは現行の廃棄物処理計画が2015年、平成27年の今年度までということでございますので、廃棄物処理法の規定に基づきまして諮問をするというものでございまして、特に御検討いただきたいというところで、その下に2つ記載をさせていただきます。

「『持続可能な資源利用』のあるべき姿と施策の方向性」。

もちろん法定の計画でございますので「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第2項が定める事項」という廃棄物処理計画としての事項ということでございます。

大きな構成でございます。5ページの下の方に記載をさせていただきます。

まず「第1章 資源利用及び廃棄物処理の現状と都が直面している課題」ということで、課題を整理させていただきます。

第2章では、これらを克服するために必要な基本的な考え方というふうに記載をさせていただきます。

その次の第3章では、何を到達点とすべきかというところで、定量的あるいは定性的な目標の設定ということでお示しさせていただきます。

第4章では、これらの目標を達成するための政策を体系的にお示しをしているという構成にさせていただきます。

右下の6ページのところでございます。この「廃棄物処理計画の位置づけ」ということにつきましては、こちらに記載をさせていただきます。

繰り返しますが、廃棄物処理法に基づく法定の計画でございます。

2つ目にございますとおり、東京都廃棄物処理計画は東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画でありまして、その主要な政策を示すものとしてございます。

さらに2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、あるいはその後を見据えて、東京都のほうでは本年3月に「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」というものを策定いたしました。これを具体化していくものということでございます。

計画の期間につきましては2016年度、来年度から2020年度までの5年間と、あわせて2050年といった将来を見据えて2030年のビジョンを示すべきというふうにしてございます。

ちなみに、先ほど御説明した環境基本計画でございますが、委員の先生方の机上にお配りしましたとおり、先週の11月20日の日に、東京都環境審議会のほうから環境基本計画に関して中間の取りまとめをしていただいております。

それでは、本文のほうの御説明に移らせていただきます。右下の7ページをごらんください。ここから「第1章 資源利用及び廃棄物処理の現状と都が直面している課題」ということで整理をさせていただきます。

まず「1 資源利用の現状と課題」ということでございます。「（1）資源制約と環境制約」というふうに記載をさせていただきますが、こちらでは世界の資源消費量が非常にふえてきていて、さらにこれから増加するという中で、資源の制約あるいは環境面へのさまざまな

まな影響が生じているという事態について御説明をさせていただきます。

その下の「（２）持続可能な資源利用に向けた世界の動向」というところでは、そういった状況の中で、世界各国あるいは国際的な動きということで、ことしの６月に開催されましたG7のエルマウサミットでの議論、こちらでは、例えば「資源効率性のためのアライアンス」を設立するということが盛り込まれているということでございます。

その下には同じくことしの９月、国連総会で採択をされました「持続可能な開発目標」、そして、その中に目標12といたしまして「持続可能な消費・生産」というふうに掲げられている旨を御紹介してございます。

８ページのところでは、さらにサプライ・チェーンでのいろいろな環境影響の問題があるということで、この分野に非常に関心が高まっている状況について記載をさせていただきます。

さらに2010年に発行されたISO26000、あるいは今後予定されているISO20400ということで、企業の社会的責任あるいは「持続可能な調達」ということが重視されてきている状況について記載をさせていただきます。

その下の「（３）東京の資源利用」というところでございます。こちらでは、東京が他地域から供給される資源を大量に消費している。特に日本全体で見ますと、我が国は資源の６割を輸入に依存しているという状況にあることなどを記載してございます。

あわせて東京には企業の本社機能が大変多く集積されていて、東京が大きな影響力・責任を有しているという整理をさせていただきます。

その下の「２ 廃棄物処理の現状と課題」というところでは、まず「（１）3Rの現状と課題」といたしまして、一般廃棄物について記載をさせていただきます。

一般廃棄物のところにつきましては、都内の一般廃棄物の排出量が１人当たり、現在957グラムであるという状況について記載をさせていただきます。

また、ペーパーレスが非常に進行しているということにつきましても、こちらにあわせて記載をさせていただきます。

９ページのところでは、一般廃棄物のリサイクルの関連で、法令に基づく容器包装のリサイクル、小型家電のリサイクル、あるいは焼却灰のリサイクル、さらには事業系の一般廃棄物について記載をさせていただきます。

９ページの真ん中から下は、産業廃棄物の3Rの状況ということで、再生利用が今は700万トンを超えているという状況を記載して、また、産業廃棄物につきましては広域的に処理をされていて、都外に行っている量もあるという状況です。

さらに、東京の産業廃棄物の中で大きなシェアを占めております建設廃棄物について、引き続き大量に発生していく状況が続いているということについて記載をさせていただきます。

９ページの下からは、最終処分の現状ということでございます。最終処分量は2000年当時に比べますと、一般廃棄物で64%減。さらに産業廃棄物につきましては62%減というように、大変大きく減ってきているという現状を紹介してございます。

10ページのところでは、上のほうで都内の一般廃棄物の最終処分場の状況。こちらは最終処分場の立地ができる場所は限られてございますので、最終処分場の延命化というものが大きな課題であるということを改めて確認をさせていただきます。産業廃棄物の最終処分につきましては、都外に84%が行っているという状況でございます。

その下の「（３）不適正処理等の現状と課題」ということで、話題になっております海のプラスチックごみの問題、古紙などの資源が持ち去られていくという問題、あるいは産業廃棄物の不法投棄、廃家電等の違法輸出といったような不適正処理の現状について記載をしています。

その下に「３ 今後の東京が直面する課題」といたしまして「（１）超高齢化・人口減社会の到来」と、これから高齢社会が進む中で、11ページのところにございますように、例えば上から２つ目の「○遺品等の処分」でございますとか、その下の「○在宅医療廃棄物の増加」というような課題について記載をしています。

さらにこのページの「（２）首都直下型地震等災害への備え」ということで、災害廃棄物の処理について、事前に処理態勢を準備しておく必要があるという旨について記載をしています。

こういった現状と課題を踏まえまして、12ページと13ページでございます。こちらで「第２章 計画の基本的考え方」のうち「１ 2030年に向けて東京都が目指すべき姿」ということで記載をしています。

12ページのほうでは、１つ目といたしまして「（１）持続可能な資源利用への転換―地球規模の環境負荷等の低減のために先進国の大都市としての責任を果たす―」と記載をしています。

こちらでは、12ページの下にございますとおり、下に●が並んでございますが、資源ロスの削減と循環的利用の推進によって資源効率が高まって、資源の利用が使い捨て型から循環型へと転換をしていると、そういう2030年の姿、あるいはストックが重視をされて、物が長く大切にされる社会。さらには、低炭素・自然共生・循環型の製品やサービスが積極的に選択をされている。

13ページの一番上では、特に、再生資源を積極的に利用していく責任が認識されているというような、2030年の姿について記載をしています。

13ページの「（２）良好な都市環境の次世代への継承―世界一の環境先進都市東京にふさわしい資源循環・廃棄物処理―」と掲げてございます。

良好な都市環境を次世代に引き継いでいく。そのためには廃棄物処理のシステムもしっかり継続をしていかなければならないというところで、13ページのところでは●で５つの項目を掲げてございます。

１つ目といたしましては、廃棄物処理に必要不可欠なインフラである最終処分場をできる限り長期間使用している。

２つ目といたしましては、不適正処理が排除されている。

３つ目といたしましては、環境負荷と社会的費用を考慮して、最適な廃棄物処理システムが確立されている。

４つ目といたしましては、超高齢化社会に対応した適切な廃棄物処理サービスが提供されている。

５つ目といたしましては、災害時へ備えた迅速かつ適正な災害廃棄物処理が行われているという姿を記載してございます。

このうち、特に審議会で多く御議論がありました、３つ目の最適な循環的利用・廃棄物処理システムにつきましては、下のほうに※印で特出しをしています。この内容につ

きましては、一番下に4つ箇条書きにさせていただきます。

1つ目が、循環の利用・廃棄物処理システムにおけるコスト削減や省エネの促進ということでございます。

2つ目が、排出者の協力を得やすく、かつ効率的な収集運搬や処理を可能とする制度あるいは運用ということでございます。

3つ目が、廃棄物等をエネルギー資源としても有効に活用していくという内容でございます。

4つ目が、最先端の技術革新を踏まえて、最適な技術を活用していくということを記載してございます。

続きまして、14ページから15ページにかけましては、こういった姿を目指して多様な主体と連携を図っていくべきということについて記載をしてございます。

14ページの一番上の「（１）先進的な企業等との連携」ということで、東京都のほうでは今年度から「持続可能な資源利用」を進めるモデル事業ということで、先進的な企業等と連携したモデル事業を進めているところですが、そういった形で連携を図っていくべきだということを（１）に記載してございます。

（２）では資源の循環・静脈、あるいは廃棄物処理を担っていらっしゃる廃棄物処理業界、再生資源の回収業界、あるいは公益認定等を受けてリサイクルを行っていらっしゃる動脈側の企業の皆さん、そういったところとの連携が非常に重要だということを記載してございます。

その下の（３）のところでは、都民あるいはNGO/NPOの皆さんとの連携をさらに強化していくべきだと、都民のライフスタイルの転換を促す、あるいはNGO/NPOの活動を通じた経験に基づく情報を発信していくということを記載してございます。

その下の「（４）区市町村との連携」につきましては、区市町村の一般廃棄物行政との連携が特に重要であるという観点から、15ページの一番上に記載をしてございます。本年3月に設置をいたしました区市町村と東京都との共同検討会を通じ、さらに連携をして取り組みを推進すべきであると記載をしてございます。

また、東京都が積極的に区市町村をリードしていくべきこと、あるいは東京都の所管しております産業廃棄物行政、区市町村の所管する一般廃棄物行政との連携をしっかりと図っていくべき旨を記載してございます。

その下の「（５）九都県市の活動や関東他自治体との広域的連携」ということにつきましては、九都県市の中での、例えば産業廃棄物の許認可も含めまして、共通の課題の取り組みを推進すべき旨、あるいは不法投棄・不適正処理の未然防止に向けた連携を図っていくべきということについて記載をしてございます。

「（６）国との連携」ということで、本審議会でも国の法制度に関する御議論が多々ございましたが、合理的な制度について国に提言していくべき旨を記載してございます。

「（７）海外諸都市との連携」というところでは、海外諸都市との交流を通じて、相互に知見や経験を共有していくこと、都が蓄積している技術や知識について、海外に情報発信をして、国際協力を推進していくべきことについて記載をしてございます。

16ページ、17ページのところでは、計画目標という形で記載をしてございます。

16ページの「◎目標」のところには5つの目標を掲げてございます。

「計画目標 1 資源ロスの削減」です。こちらでは食品ロスを初めとする資源ロスの削減を進めるとしてございます。

「計画目標 2 『持続可能な調達』の普及」ということで、低炭素・自然共生・循環型の資源の選択を促進し、『持続可能な調達』を都内の事業活動や消費活動に定着をさせる」というふうに記載をしてございます。

「計画目標 3 循環的利用の推進と最終処分量の削減」でございまして、一般廃棄物の再生利用率につきまして、2020年度までに27%、2030年度までに37%まで高めるという目標にしてございます。

現在の再生利用率は17ページの表を御参照いただければと思いますが、23%でございまして。

さらに同じ計画目標 3 のところでは、最終処分量を着実に削減をしていくというところで、2020年度の最終処分量を2012年度比14%減、2030年度には同じく2012年度比25%減という目標にしてございます。

「計画目標 4 適正かつ効率的な処理の推進」というところで、

- ・都内から排出された産業廃棄物の不法投棄等を防止し、適正処理の徹底を図る
- ・優良な処理業者が市場で評価され、優位に立つことのできる環境を醸成する
- ・廃棄物の効率的な収集運搬及び処理を推進する

ということとございます。

「計画目標 5 災害廃棄物の処理体制」という形で、迅速かつ適正に処理をする体制を構築するとしてございます。

17ページのほうは先ほどの数字の内訳について記載をしてございます。

18ページ以降は「第 4 章 主要な施策」ということで、個々の施策について順次記載をしてございます。

18ページの一番上からは「1 資源ロスの削減」ということで、こちらでは食品ロスの削減について記載をしてございます。食品ロスの現状、これからの施策という形で、これから目指していくべき方向につきましてはそれぞれの項目に、こちらにありますとおり矢印で示してございます。

19ページの一番上のところに食品ロスに関して、今年度都のほうで実施をしておりますモデル事業について御紹介をしてございます。モデル事業を生かしていくべきだということも書いてございまして、以下こういった形で、ことしのモデル事業につきまして、参考という形で挟み込ませていただいております。

19ページのところでは「(2) 使い捨て型ライフスタイルの見直し」というところで、こちらではレジ袋の問題、あるいはリユース容器の問題等について記載をしてございます。

20ページのところでございます。「(3) 建築物の長寿命化」。「(4) 紙資源のロスの削減」。「(5) 家庭ごみの全面有料化」について議論を喚起していくべきと記載をしてございます。

20ページの一番下からは「2 エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進」ということでございます。こちらでは低炭素・自然共生・循環型の資源の利用を推進していくということで、21ページのところから具体的な品目について記載をしてございます。

21ページの「(1) 建設工事におけるエコマテリアルの普及促進」ということで、まず、

上のほうでは「ア 持続可能な木材利用」について記載をしております。

さらに真ん中から少し下のところでは「イ 再生資材等の利用促進」ということで、こちらではコンクリートの問題、あるいは建設工事から出ます建設泥土の問題について、22ページまでずっと記載をしております。建設廃棄物の問題につきましては、廃棄物部会でいろいろ御審議をいただいた内容をまとめて記載をしております。

23ページになりますと、こちらでは「(2) 持続可能な調達の普及」ということで、オリンピック・パラリンピックを機に普及をしてくる「持続可能な調達」について、都として推進をすべきことを記載しております。

23ページの下では「3 廃棄物の循環利用の更なる促進（高度化・効率化）」というところで、まず「(1) 事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり」というところで、オフィスビルや商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3Rの推進に向けて、区市町村と連携をしてルールづくりを進めていくべき旨を、24ページまで記載をしております。

同じく24ページでは「(2) 区市町村のリサイクルの取組推進」というところで、区市町村で実施をしております、例えば容器包装ですとか小型家電のリサイクルについて、都がサポートをしていくということについて書いてございます。

25ページのところでは、特に一般廃棄物に関しまして最終処分の延命化を図っていくという観点で、まず「ア 焼却灰のリサイクル促進」ということで記載をしております。また、東京都のほうでも設置をしております埋立処分場につきまして、適切な管理運営を引き続き行っていくということについても記載を入れてございます。

25ページの下では「(4) エネルギー利用の促進」ということで、こちらでは熱回収も実施をしていくということで、RPFも含めて廃棄物のエネルギー利用について、次の26ページの上のほうまで記載をしております。

さらに、その下では「(5) 循環的利用・廃棄物処理システムの最適化に向けた取組」ということで、特に最適な廃棄物処理のための制度の合理化、あるいは運用の見直し等について検討すべきということを記載しております。

以上が、大きな3番でございます。

27ページのほうにお移りいただきますと、こちらでは「4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上」という形で、まず、27ページでは「(1) 有害廃棄物等の適正処理」ということで、こちらで「ア 水銀含有廃棄物」といたしまして、血圧計ですとか蛍光灯ランプを初めとする水銀含有廃棄物について記載をしております。

28ページのところではPCB廃棄物の問題、さらに廃石綿あるいは石綿含有産業廃棄物について記載をしております。

29ページのところにいきますと「エ 適正処理困難物・危険物」といった問題について記載をしております。

廃棄物の適正処理・排出者のマナー向上の2つ目は「(2) 区市町村への技術的支援の強化」というところでございます。引き続き区市町村の施設整備あるいは廃棄物処理行政に関する支援を行っていく。

さらに「(3) 超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの検討」ということで、区市町村に対するいろいろな形での支援についても記載をしております。特にこちらでは遺品整理、在宅医療廃棄物等々の問題を記入しております。

30ページにお移りいただきますと「（４）海ごみ対策等散乱防止・街の美化」という問題につきまして、島嶼地域での海外漂着物対策を初めとした海ごみの問題、あるいは散乱防止という観点で、公共空間での美化を推進していくべきことについて記載をさせていただきます。

30ページの下では「（５）古紙持ち去り対策」ということで、引き続き持ち去り行為の根絶に向けて市町村と連携をしていくべきことです。

さらに31ページの「（６）生活排水処理対策」といたしまして、合併浄化槽の普及の促進、あるいは島嶼地域におけるし尿処理に関する都の支援について記載をさせていただきます。

31ページの「（７）不適正処理の防止」というところで、こちらでは建設廃棄物の不法投棄、あるいはPCBとかエアコンも含めた物が不適正なルートに流れないように取り組みということです。

32ページのところに記載がございますとおり「ア 行政処分の徹底、広域連携等による抑止」等々の不適正処理対策について記載をさせていただきます。

32ページの下では「５ 健全で信頼される静脈ビジネスの発展」というところでございます。こちらでは適正処理をして、環境負荷の少ない処理、循環利用の高度化に取り組む優良な処理業者さんが市場で優位に立てるように、静脈ビジネスのさらなる発展ということで記載をさせていただきます。

具体的な内容につきましては、33ページのほうで産業廃棄物の処理業の第三者評価制度の普及の促進、あるいはスーパーエコタウン事業の推進です。

33ページの下では、いろいろな企業さんの社員教育や研修機会に協力をしていくべき旨を記載をさせていただきます。

34ページでは（４）といたしまして、いろいろな主体、産業界、大学、研究機関等と連携した共同技術研究について記載をさせていただきます。

最後が「６ 災害廃棄物対策」ということで、廃棄物処理法が改正をされて、災害廃棄物対策についても盛り込むべきことになってございますが、こちらにつきましては2016年度、来年度に「（仮称）東京都災害廃棄物処理計画」を策定すべきだということを記載させていただきます。

災害廃棄物対策については35ページまで記載がございます。都のみならず、区市町村あるいは民間事業者との連携についても推進をすべきという御指摘についても盛り込んでございます。

以上が、中間のまとめの内容でございます。

なお、後ろに附属資料といたしまして、36ページでは現行計画の目標達成状況。38ページ以降は東京都がこれまでに行ってきた主な施策。さらに42ページ以降は都内の一般廃棄物処理・産業廃棄物処理の現状について記載をさせていただきます。

さらに46ページ、47ページは参考資料といたしまして、国連の持続可能な開発目標あるいは廃棄物処理法の規定を記載をさせていただきます。

最後に、部会の中でもなるべくわかりやすくという御指摘が多々ございましたけれども、こちらで「６ 用語の解説」という形でつけさせていただくという整理をさせていただきました。

資料３に基づきまして、中間まとめの部会の案ということで御紹介をいたしました。

私からの説明は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

2つの部会で審議をし、また、部会のメンバーのみならず、東京都の廃棄物審議会のメンバーにもオブザーバーで参加いただき、いろいろな提言をしていただき、ほぼ全てが網羅されて、かなりレベルの高い、完成度の高いものになってきていると思います。

この答申の使い方ですけれども、いろいろな提言を踏まえて、具体的な東京都の廃棄物処理計画というものがつくられるということになりますので、これはぜひやってほしいとか、審議会のメンバーが良いことではないかという提言がたくさん中に入っております。

それでは、今の説明に対して、何か御質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員 第4章の主な施策のところどころに、今年度のモデル事業が幾つか入っていますが、これは今後5年間も、こういったモデル事業をやっていくという前提で考えていらっしゃるのでしょうか。

○小林計画課長 計画課長の小林でございます。

モデル事業については今年度、6つの事業を行っておりまして、まず、初年度でございますので、その結果を分析させていただきたいと思います。その結果によって引き続き、もう少しレベルアップですとか幅を広げるですとか、そんな検討を行った後、最終的に複数年度でやっていくか否かということを決めていきたいと考えております。

○田中会長 やっていることは、少なくともことはやっているということですね。2年目以降はことしの結果次第と。

江尻委員、どうぞ。

○江尻委員 これは戸部委員に質問したほうがいいのかと思っているのですが、下のほうの小さい数字ですと5ページになります。真ん中ら辺のところに事業系一般廃棄物のことが書いてありまして、その3行目のところに「大規模事業所からの廃棄物についても、新聞や雑誌など既に回収ルートがあるもの以外」と書いてあるのですが、これは雑誌でよろしいのでしょうか。例えば段ボールとかかと思ったのですが、ここに「雑誌」と出てきてしまっているのですけれども、これでよろしいのかということを教えていただければと思っておりますのが1点です。

それから、やはり同じような、下の数字で15ページなのなのですが「(2)使い捨て型ライフスタイルの見直し」というところの真ん中から下あたりのところに、周辺自治体と連携して、容器包装廃棄物の削減に取り組むということで、主にレジ袋の有料化や削減のことが書いてあります。

ここで4行目の「また、都内の全区市町村、事業者団体、消費者団体等とのネットワーク」とあるのですが、その上のほうの●を見ますと、事業者団体については「販売事業者団体」と書いてあるのです。レジ袋の削減となると、やはり販売事業者団体との連携ではないかと思しますので、ここはそのほうがよいかと思します。

ここで消費者団体というものがぽっと出てきて、ほかには消費者団体というものが出てこないのですが、ここは「NPO/NGO」ではなくて「消費者団体」というふうにして、きちんと位置づけたほうがよいものなのかということが、私の中でここを読みながらかなり迷う

ところでありましたので、委員の皆様の御意見を伺えたらと思いました。

もう一点なのですが、全体を通しまして、都民とか消費者とか人々とか、言葉が幾つかあります。統一する必要がない部分ももちろんあると思うのですが、どこがどこということをきちんと私のほうでマークしきれなかったものですから、大変申しわけないのですが、都民なのか消費者なのか、それとも消費者なのか、それとも人々なのかというところが少し整理をされていくと、より読みやすいものになって、誰に対して何を言いたいのかということが明確になっていくのかと思いました。

以上です。

○田中会長 これについては事務局から、まず、簡単に答えていただけますか。

○小林計画課長 この今回の中間のまとめで、さまざまな主体との連携ということの一つの柱立てとして考えておりますので、江尻委員の今の御指摘を踏まえてもう一度中身を、言葉の使い方、主体の使い方についてチェックをさせていただきたいと思います。

あと、段ボールの話が。

○田中会長 戸部委員に補足をお願いしたいと思います。

○戸部委員 実際に回収の現場を見ていきますと、新聞紙を敷いた人もいますけれども、段ボールはかなり出ております。いわゆる商店街ですとか、事業系のところになりますとかなりそれがふえていますので、段ボールに入れられたほうがよろしいのではないかと思います。

○田中会長 雑誌はどうですか。

○戸部委員 雑誌も入っています。

○江尻委員 雑誌はそのまま。

○戸部委員 雑誌はそのままでもよろしいかと思います。

○江尻委員 雑誌はそのままでもよろしいですね。

そうしますと、うまくいっていないものは雑紙という認識でよろしいわけですか。

○戸部委員 そうですね。なかなか事業系で雑紙というものは難しいかもしれないですね。

○江尻委員 わかりました。ありがとうございます。

○田中会長 蟹江委員、どうぞ。

○蟹江委員 ありがとうございます。

1つ質問で、1つコメントなのですが、質問のほうは右下の16ページのほうで、目標と指標があるのですが、目標は割ときっちりと数値とかも含めて書いてあると思うのですが、指標のところは例が挙げられているのみのなのですが、これは今後も少し詰めていくのか、それとも5年間でやっていくうちに詰めていくことになるのか、その辺の方針というかお考えをひとつ確認したいということです。

もう一つ、コメントのほうは、12ページから2030年に向けての姿というものがあって、国連の持続可能な開発目標についても触れられてはいるのですが、例えば具体的に、後ろの資料にもありますけれども、国連の目標の12の3などを見ると食品廃棄物の話があって、世界全体の1人当たりの食品廃棄物を2030年までに半減させる。それから、生産サプライ・チェーンにおける食品の損失を減少させるという目標がかなり具体的にあるので、ここまで触れるのであれば、そこに対してどう貢献するのかということをもう少し踏み込んで書けるといいのではないかと思います。

それは多分、そこに関しては資源ロスの削減の1つ目、16ページの計画目標で「・食品ロスをはじめとする資源ロスの削減を進める」とありますけれども、そこで世界全体で1人当たり半減で、日本も半減ということは少し厳しいのかという気もしますが、少なくともこういったところに貢献していくというニュアンスは入れたほうがいいのかという気がしています。

○田中会長 鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員 先ほどの江尻委員の御発言に関してなのですが、都民という言葉は、昼間は都の住民ではなくてもここで働いている人が圧倒的に多いので、都民という言葉はすごく限定される気がします。ライフスタイルの転換をするのは、昼間東京都で働いている人たちももちろんしていかなければいけないわけですから、むしろそれは余り使わないほうが伝わるのか、そこはぜひ考えていただきたいと思います。

それから、消費者団体というところは、やはりNPOやNGOも入れていただけると、NPOとして活動している方たちにとっては非常に励みになるのではないかと思います。

○田中会長 杉山委員、お願いします。

○杉山委員 ありがとうございます。

私は欠席ばかり続いておりまして、何も貢献できなかったもので、大変申しわけございません。

そんな中で、今回「中間のまとめ（案）」を読ませていただきまして、素晴らしい案ができていますので、私が今さら何か追加で、こういうことを書いてくださいという点はございません。

1つだけ確認をさせていただきたいのですが、16ページの目標についてです。計画目標3のところの、具体的な数値として入っているとやはりそこが注目されるものですから、この計画目標3の中の再生利用率について確認をさせていただきたいと思います。

この中にもペーパーレスという話が出ていますし、最近は新聞を読んでいる人が少ないとか、雑誌の量も減っているようですので、どちらかという今、傾向としては、区とか市とかの一般廃棄物処理基本計画の目標の中では、再生利用率は今後余り伸びないだろうから、それは外そうという流れがあるように私は見ております。

そういう中であえてこれを残されたということは、それはそれで非常に特徴的で、よいことだとは思っております。2020年の27%は、現状に比べてプラス4%ですので、何とかクリアできるという感じなのですが、特に2030年度の37%になりますと、何かこれは新たな施策をどんと打つ必要があるかと思っております。それは事前に御説明いただきましたときに多分、エコセメントとかそういうことをお考えなのかとは思っているのですが、具体的な施策のほうには特にその点が触れられていないので、ただ、それはまだ先、当面は2020年までの施策、その先については今後ということで、あえてここでは載せていられないのかと思ったのですが、もし、2030年に向けての具体的な施策とかが、何か教えていただける範囲でありましたら、少しコメントをいただけると大変ありがたいです。

以上です。

○田中会長 後ほど全体で。

橋本委員、お願いします。

○橋本委員 関連してということで、非常に野心的な目標になっていますが、ペーパーレスの問題もありますし、行政から離れるリサイクルがどんどんふえているという状況もあるので、リサイクル率の定義というか計算の仕方の見直しも含めて、今後検討していく必要があるのではないかと思います。

つまり、行政が回収しないリサイクルも含めた、都民から出る、あるいは事業活動から出るごみに対するリサイクル率のようなもので定義し直さないと、正確なリサイクル率がはかれないということがあると思います。そういったことも含めて検討が必要なのではないかと思います。それが1点目です。

2点目は計画目標2なのですけれども、調達のところで、市民の活動を入れるか入れないかということも議論になっていたかと思うのですが「調達」という言葉が、消費行動に対しての言葉としてはなじまないということを今、見ていて思いました。「購買」といったような言葉も併記する形で、ここに書くということもあり得るのかと思いました。

以上です。

○田中会長 辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員 ありがとうございます。

環境問題というか、ごみ問題に関してのすごくいいテキストをつくっていただいたなというイメージぐらいに捉えておりまして、それぞれキーワード等も最新鋭のものを反映していただいて、すばらしいと思いました。

一つ気になるというか思ったことは、東京というどうしても都会とかビジネスとか産業とか、そういうお話に着目されがちで、みんなもちろんそれで正しいのですが、今回海ごみのことで島嶼を少し取り上げてくださっているのですが、ああいう地域も東京都は抱えているのだということが、大きな都でありながらすごく特徴的な都だと思って、少し出てきたことはよかったのですが、やはり島嶼での暮らしというものは、恐らく東京都の都内23区内の暮らしとは全然違って、また違う面での環境問題というか、ごみ問題というものが出てきているはずで、例えば家電製品協会家電リサイクル券センターがサポートしながら、廃家電を現地でリサイクルできないので都内まで運ぶということは、小笠原からだ大変なのです。7,000キロでしたか、幾らだったかはっきり覚えていないけれども、すごい距離を運んでコストをかけてやっておられるのですけれども、それはそういうコストを出してやれる、しかもサポートをしてやれるのですけれども、その他のことなんかに関してはどうなっているのか。

私の単純な疑問だけなのですが、そういう特別な地域なので、目配りが広いところまであるということを、済みません。今ごろになって、この文章を読みながらふと思いついてしまったもので、今回それをわざわざ取り上げてどうこうというつもりはありませんけれども、今後やはりそういう目配りもしているのだと、恐らく都内には、もっと山のほうもお持ちですね。ですから、やはり都内のにぎやかな地域だけの話ではないことも、目配りがあったらいいと思って、ぜひ次回にはそういうものを反映していただけたら、もう少し声を聞いたりしながら、反映していただけたらいいと思いました。

済みません。感想なのですが、よろしくお願いします。

○田中会長 ありがとうございます。感想あるいは質問もありました。

最後に宮脇委員の質問を受けて、事務局からお答えしたいと思います。宮脇さん、お願

いします。

○宮脇委員 最終処分量の関係で目標値が出ていて、16ページとかに出されているのですが、けれども、かなり削減するということは数値的にはわかってくるのですが、例えば17ページのところで、長期的にこのくらいの埋立量になりますというグラフが書いてあるのですが、けれども、2030年時点で、では実際に東京都の処分場の残余年数はどのくらい残ってくるのかとか、参考のところでも結構なのですが、そういうあたりも何か記述があっても少しはいいのではないかと考えています。というのは、何十年もつか正確なところは存じ上げませんけれども、大きく削減されるというほどでも、実は、今から先々のところを見ますと少しずつ減ってくるという形で、あとは2030年、もともと2050年も見据えてという話だったので2050年まで、本当に十分な量の最終処分の残余量が残るのかということも、少しお示しただけでもいいのではないかと考えています。

以上でございます。

○田中会長 それでは、少し失礼しました。並木委員よりお願いします。

○並木委員 初めまして。私のほうもこの会に参加するのは初めてでありますので、間違った質問であつたら勘弁していただきたいのですが、1点、最終処分のお話もございまして、私のほうは多摩の自治体の代表として出ているものですから、二ツ塚の処分場というものを抱えておりまして、今、エコセメントという事業で、劇的に延命措置が図られているという状況の中で、先ほどの最終処分場の延命ということも書かれていた中で、これは右のページで21ページになるのでしょうか。エコマテリアルの利用という中で、そういったエコセメントの使用等に関しての表記というものが、こういったところであるのかということで確認したいのです。

また、20ページの家庭ごみの全面有料化というところで、これは多摩部と区部で認識がそれぞれ、意識の違いがあるかと思うのですが、東京都としてそういった部分の違いとか、取り組みの違いについてどうお考えなのか。

多摩におきましては、先ほどお話をさせていただきました最終処分場が逼迫をしていた時代がありまして、全市を挙げてこの有料化を進めましょうという動きがありまして、今、まだ22市という中でありますけれども進んでいるというところでは。区部はまた最終処分の施設が違うという背景があると思うのですが、ここの中でこういった全面有料化に向けた議論を喚起していくべきであるということが書かれている部分に関して、どのようなお考えがあるのかということでお伺いしたいと思います。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、ここで事務局から、答えられる範囲でお答えいただきたいと思います。

○小林計画課長 計画課長の小林でございます。

先ほど江尻委員の、各主体の言葉の使い方について追加で、整理をするということで、最終答申までお時間をその間でということで整理をさせていただきたいと思います。

それから、鬼沢委員のほうから「都民」という言葉遣いについてお話がございました。行政として、いわゆる「中間都民」という言葉も既に定着していることから、少し考えたいと思っております。

あとは、蟹江委員から16ページの指標についての、例えば数値化ですとか具体化です。これも最終答申に向けましてサジェスション等をいただきながら具体化できればという

ころで検討したいと考えてございます。

それから、橋本委員から出ました隠れたリサイクルのお話があったけれども、その部分についても最終答申に向けて勉強したいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、調達という言葉についても、少し検討をさせていただきたいと思います。

辰巳委員からいただきました御意見だと思いますけれども、島嶼の部分についてもしっかりと見据えた形で最終答申を考えていきたいと思っています。

それから、並木委員からいただきました、確かに23区と多摩の部分について、処分場の状況ですとかエコセメントの部分が違うところがございしますが、今後23区も焼却灰のセメント化について導入をし、今、準備を進めているように聞いてございます。したがって、焼却灰からつくったセメント、少し種類は違いますが、利用促進についても私どもは考えているところでございまして、具体的に言いますと、25ページでございしますが「ア 焼却灰のリサイクル促進」の中でエコマテリアル、さらにはエコセメントの利用促進等ということで、項目の中に入れてございます。

あと、同じく並木委員からごみの有料化のお話が出てまいりましたが、23区の一部の区では確かに議論が進んでいるようでございます。一般廃棄物でございまして、区市町村長の事務ということになってございしますので、私どもは広域自治体としての応援といえましょうか、そういった形で有料化という形で問題提起をさせていただいているという状況でございます。

○古澤資源循環推進専門課長 それでは、私のほうから計画目標の関連で、数値の目標について幾つか御指摘がありましたので、若干御説明をさせていただきます。

まず、資料の右下、大きい字の16ページ・17ページのところで、一般廃棄物の再生利用率について、今後のペーパーレス化も見据えてということで、杉山委員のほうから御指摘がございました。

部会でもそのあたりにつきましては、いろいろな御議論があったと記憶してございます。部会の中の議論では、計画目標1～5まで並べた下に、やはりペーパーレス化等については社会状況の変化に応じて、きっちり必要な見直しというものが出てくる場面があるのではないかと御指摘がございましたので、記載をしてございます。

また、一般廃棄物の再生利用率が、2030年の37%につきましては、これは一般廃棄物の最終処分量は、確かに区部の最終処分量が圧倒的に多い量になっているというところでございます。

これにつきましては、一つは焼却灰のセメント原料化、これを23区でもいろいろ議論がされているというところでございしますので、都としてもぜひこれは推進をしていただきたいというところでございます。

焼却灰をセメント原料ということで、各地のセメント工場のほうに原料として送るという事業が、今後さらに拡大していくということを見込んでございます。

もう一つは事業系廃棄物のリサイクルの促進ということで、特に中小規模事業所ではなかなかリサイクルが難しいということが現状でございます。これについて、やはり本文のほうでは、右下でいきますと23～24ページにかけて記載をしてございますが、こういった中小事業所でもリサイクルを進めていく必要があるということで、その分も目標にカウ

トしてございます。

ただ、これはなかなか時間もかかる話でございますので、2020年以降ということで、2030年を目指した目標ということで、数字に盛り込んでございます。

また、宮脇委員のほうから、最終処分量の削減をしていったときに、では、実際に2030年時点あるいは2050年時点でどれだけ最終処分場の残余容量が出てくるのか。なかなか単純計算でいかない部分もございまして、少しお時間をいただいて計算をしてみたいと思っています。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにいいでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 全体として大変網羅的で、意欲的な計画だと思います。盛り込まれていることが多いので、この内容が一つ一つ、どういう施策につながっていくかということで、引き続き大変注目したいと思っています。

総論でございますが、やはり都民や事業者にとって、まず、廃棄物を安心して捨てられるという体制を構築することが必要だと思います。商品等を長く使うことも必要ですけれども、捨てるときには捨てるルールが明確であることが必要です。しかし、現在、捨て方が分からない物が存在します。家庭系の危険物とか、事業者のオフィス家具とか、こういうものは、一般廃棄物として捨てるべきか、産業廃棄物として捨てるべきか、どの会社が引き取ってくれるのか分かりにくいのです。次に、廃棄物の処理を行う静脈産業が、ビジネスを継続して安定して事業ができるという体制が必要です。合理的で、廃棄物の処理に困らないという体制をつくっていただきたいと思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

松野委員、お願いします。

○松野委員 松野でございます。部会と合同部会と、今回は比較的真面目に出席させていただいたこともありまして、本日は黙って座っていればいいのかと思っていたのですが、一言だけ。

第1章から第4章まで大変きれいにまとめられまして、古澤さんを初め、皆様大変御苦労さまですと、ねぎらいの言葉を述べさせていただきます。

どなたも指摘されていないのですが、48ページ以降に用語の解説とありまして、前回の合同部会で提案されて、今回初めて出てきたのですが「雨傘の無料レンタル」とか心温まる用語解説もあるのですが、どういう基準でこの用語を選ばれたのか。

例えば、この「エコラベル」ではなくて「エコラベル商品」であったり「エコセメント」とある割には「エコマテリアル」が抜けていたり、あとは後半のほうで「高効率化」と、そこまでいいのかとかありますので、ここも御検討いただければと思います。

コメントです。

○田中会長 ありがとうございます。

斉藤委員、どうぞ。

○斉藤委員 斉藤でございます。

右側の13ページのところの、最適な循環的利用・廃棄物処理システムを確立するというところの話の上から2番目です。排出者の協力を得やすい、効率的な収集運搬。こういったものが、私は今後とても大事になってくると考えておるわけですが、なので、この処理計画をどういうふうに使っていくのかといったことについても多分、今後必要になってくるのかと思います。というのは、先ほど鬼沢委員が指摘されたように、昼間の都にいる人たちと夜いる人たちというのは当然、違ってくるわけですから、都民に対してだけ何かアピール・普及啓発をするということだけではなくて、昼間、都に働きに来ている人たちも含めて、どういうふうにしたら協力を得やすい収集の仕組みになるのかといったことが、今後大事になってくるのかということを思いますので、そのあたりについて、今後また御検討いただければと思っています。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

金丸委員、お願いします。

○金丸委員 せっかくの機会なので、最後に少し。

21ページの「ア 持続可能な木材利用」というところがありますけれども、実は、私どもの店舗で、コンビニエンスストアなのですが、国産材のFSC認証木材を100%使った店舗づくりというものを既に進めております。ぜひこういった事例も、取り組みの中で御紹介をさせていただきたいと思っております。

それから、「持続可能な調達」の普及の中で、エコ商品の御紹介というところで、私たちがいろいろ取り組みは、扱う商品でしているのですが、なかなか伝わっていないということは実感しております。この機会に、私どもが小売業としてほかの事業者も含めて、お客様、消費者の方と一緒に取り組むことや普及・啓発していける部分ではたくさんあると思いますので、ぜひ御一緒に取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

○田中会長 ありがとうございます。

石塚委員、いらっしゃいますか。何か感想でも。

○石塚委員 私どもは前に町村会から出させていただいております。非常に皆さん熱心いろいろな御討議いただきまして、感謝を申し上げます。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ほぼ質問は出尽くしたと思いますけれども、せっかくの機会ですので、これまでの主な取り組みのところを簡単に紹介いただくといいかと思いますが、今回の新たな計画で5年のうちには、ここにまた、我々が提言したものがこういう形でまとまると思いますので、過去、今までやった取り組みの成果を紹介いただきたいと思います。

38ページです。

○古澤資源循環推進専門課長 それでは、38ページ以降の「2 これまでの主な取組」のところ、私のほうから若干御説明をさせていただきます。

まず、38ページのところでは「(1) 3R施策の促進」というところがございます。この間、小型家電リサイクル法も成立いたしまして、都内の区市町村でも非常に熱心に小型家電のリサイクルに取り組まれていると認識しております。

東京都におきましても、区市町村の取り組みを支援する、例えば大学といったようなところに小型家電の回収ボックスを置いて回収をするというような形の施策を展開してございます。

今年度のモデル事業の中では、事業所から出ます、これは必ずしも法律で十分カバーされている部分ではないのですが、事業所から排出されます小型の電子機器の回収の新しい仕組みのモデル事業も実施をしているというところでございます。

その下の〈食品廃棄物の排出抑制〉は、まさに蟹江委員のほうからも先ほど御指摘がございました、大きな世界的課題というところでございます。

こちらにつきましてはこれまで、例えば不要になった食材・食品を福祉団体なりにお届けをするという活動を行っているフードバンクという活動を実施されている団体と一緒に取り組みを進めたり、例えば災害備蓄用の食品を備蓄されている企業さんと、災害備蓄の食品を入れかえていくときに、それがフードバンク活動に使われるようにということで、マッチングセミナーを開催するなどの取り組みを行ってございます。

また、九都県市といたしましても、一緒に連携してフードロスの削減についてキャンペーンを実施してございます。

さらに38ページの下のところではペットボトルということで、こちらでは容器包装廃棄物のうち、特に店頭で回収をされるペットボトルにつきまして、こちらでも全国的な課題になっているところでございますけれども、東京の場合にはこちらに廃棄物処理法の再生利用指定制度という規制緩和の制度を適用いたしまして、販売店から、例えば納品の帰り車も使っていただける形でのリサイクルのルールづくりをしてきているということがございます。

39ページのところでは「（２）適正処理の推進」というところでございます。こちらでは、これは2011年度になるのですが、水銀の処理、水銀に関する水俣条約を受けまして、水銀含有廃棄物の回収について、あるいは水銀含有をしている製品の切りかえについて、御議論をいただく検討会を設置いたしました。その結論を経て、水銀使用製品をそうでないものに切りかえの促進をしていく。あるいは蛍光灯等の回収をこれから拡大をしていこうという区市町村に対する財政支援という形も行ってございます。

また、東京都医師会さんのほうにも、いろいろ一緒に取り組みをさせていただきまして、医師会さんのほうで血圧計とか体温計の回収も進めていらっしゃるということがございます。

また、PCB対策は、特にこの間、課題が大きかったのは微量PCBの問題でございますけれどもこちらの分析費・処理費の一部を都が助成をするという形で、微量PCBの把握、あるいはその処理の推進ということで推進をしてございます。

また、在宅医療廃棄物、高齢化社会の中で非常に課題になってございます在宅医療廃棄物につきましては、都薬剤師会さんのほうと一緒に進めてまいってございます。都薬剤師会さんのほうで、薬局で使用済み注射針の回収をするという枠組みでございますが、この回収実績も、こちらの39ページの下の表にございますとおり、大変伸びてきているという状況にございます。

40ページでは「（３）静脈ビジネスの発展の促進」と、こちらは前回の廃棄物処理計画でも大きなテーマでございました。こちらにつきましては、産業廃棄物処理業者に関する

第三者評価制度を運用してまいっております。

産廃エキスパート、産廃プロフェッショナルという２種類の第三者評価があるわけですが、現在認定を受けていただいている処理業者さんが253社というところに達しております。

その下のスーパーエコタウン事業ですが、これは以前から取り組んでおるところですが、この間の取り組みといたしましては、もう第三次になりますが、三次の公募を行いまして、新たに２施設を選定いたしました。

以前の二次公募で選定をいたしました施設についても、順次建設が進んでいるというような状況でございます。

それから、40ページの一番下のところでは＜資源循環分野における国際協力の推進＞ということにつきましては、アジアの大都市を対象に実務研修という形で東京で開催をしたり、あるいはタイのバンコク、ミャンマーのヤンゴン等といった都市とか、２国間のワークショップという形で、東京あるいは現地でのワークショップを開催するという国際協力を行っております。

また、前回の計画を策定した時点から、いろいろな状況変化もございまして、前回の計画に十分盛り込めていないような施策もございました。

一つは、やはり何といいましても東日本大震災、それに伴う災害廃棄物の広域的な処理の支援ということで取り組んできたものでございます。

宮城県・岩手県から災害廃棄物を受け入れてまいったと、処理と復興を、東京都としてもできる限りのことをしていこうということでやっております。

あわせて、2013年には都内大島町で土石流災害が発生をいたしまして、こちらにつきましては島外に搬出をして処理をするということにつきまして、都としても支援を、あるいは都としても推進はしております。

これらを踏まえて、首都直下型地震への備えということでも、この間、区市町村の皆さんといろいろ検討を進めながら、区市町村の瓦れき処理マニュアルの作成支援をするという取り組みを進めてまいっております。

また、41ページの下にございますものが海岸漂着物でございます。海岸漂着物処理推進法が制定されたということを踏まえて、東京につきましても小笠原諸島、伊豆諸島につきまして、それぞれ海岸漂着物の処理計画を策定いたしまして、島嶼町村と協定を締結して、都としても支援をしているという状況に至っております。

以上が、この間、前回計画以降の主な取り組みということでございます。

○田中会長　ありがとうございました。

大体終わりにしたいと思いますが、きょうの御意見で、この報告書を根本的に訂正しなければならない意見はなかったように思いますが、事務局で微調整の部分が幾つかあるかという気がします。

それから、今の話を聞いて、再生利用率という大きな数字が出ているのですけれども、小型家電のリサイクルだとか、あるいは容器包装廃棄物のリサイクルとか、集団回収だとか、隠れたリサイクルとか、こういうものも入れた数字になるのか、その辺の定義をきちんとしておいたほうがいいです。これだけ取り組んでいるのだから、その効果がこのような形で出てきたのだという、努力の評価をするという意味で、再生利用率が上がっていつ

ているのだという目標だと思います。

それでは、ほかに御発言はございませんか。

今までいただいた意見をもとに最終確認をしたいと思いますが、修正の内容は再度私に一任いただけるでしょうか。

（「お願いします」と声あり）

○田中会長 ありがとうございます。

なお、確認後の中間のまとめについては、パブリックコメントの手続を踏むということとしたいと思います。

それでは、ほかに何か特段の御意見などがございましたらお願いしますが、なければ事務局から連絡事項がございましたらお願いしたいと思います。

○小林計画課長 それでは、ここで環境局長の遠藤から、一言御挨拶をさせていただきます。

○遠藤環境局長 環境局長の遠藤でございます。

田中会長を初めといたしまして、委員の皆様方におかれましては、本日大変お忙しいところを御出席いただき、また、熱心な御議論をいただきましてありがとうございます。

この種の計画でございますので、やってもやっても議論しても、あれがなかったとか、これを少し直したいとかということが出てくると思います。まだ最終答申までありますので、ぜひいろいろな御意見をいただきたいと思います。

本年6月に都知事から当審議会に計画の改定について諮問をさせていただきましてから、持続可能な資源利用、資源循環廃棄物処理のあり方など、2030年に向けて東京が目指すべき姿について、大変活発に御議論を重ねていただきました。皆様方の貴重な御意見を取りまとめました今回の中間のまとめにつきまして、今後パブリックコメントで広く都民の意見を伺い、また、議会等でも御審議をいただいた上で、さらに最終答申に向けての議論ということになると思います。よろしくをお願いをしたいと思います。

東京都では昨年度策定いたしました東京都長期ビジョンにおいて示した環境政策をさらに進化・発展させ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックと、その後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた世界一の環境先進都市を目標にしております。

資源循環・廃棄物処理の分野においても、本審議会での御議論を踏まえ、今後ともさらにさまざまな施策に結びつけて取り組んでまいりたいと、職員一同考えております。

ひとまず、本日までの御審議に御礼を申し上げますとともに、重ねてではありますが、最終答申まで引き続き専門的見地からの御意見をいただけますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが私からの御礼の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○田中会長 中間報告をまとめるのに、全部で4回の会議で、短期間ですが皆さん方の御協力によって、ここまでまとめることができました。厚く御礼申し上げます。

それから、パブリックコメントはどのような予定でしょうか。

○小林計画課長 今後のスケジュールでございますけれども、本日の「中間のまとめ(案)」につきまして、後ほど会長に御確認をしていただいた上で、パブリックコメントの手続、実施をさせていただきたいと思ってございます。

案としては、本日から12月25日までの間で行いたいと、事務局では考えてございます。

その結果を踏まえまして、答申案について御議論していただきたく、来年１月27日に総会を開催させていただきたいと思っております。正式な開催通知は別途御送付させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

○田中会長　そういうことですので、パブリックコメントがたくさんくればいいなと思っています。　どうもありがとうございました。これで閉会したいと思います。